

「個人保証制度見直しの背景」

平成26年2月
中小企業庁 金融課

1. 包括根保証の禁止

○保証金額や保証期限に定めのない包括根保証は、保証人が契約時に想定していなかった過大な債務を負う可能性があることや契約したこと自体を忘れかけた頃に行われた融資についてまで履行請求されること等の問題が指摘されていた。

○このため、2004年3月から法務省法制審議会保証制度部会において、保証制度の適正化に関する審議を開始。その審議の結果、包括根保証を禁止する内容の民法改正法が2004年11月に成立し、2005年4月1日から施行。

<改正内容のポイント>

①保証契約は書面で行わなければ、無効(民法446条)

②極度額の定めがない根保証契約は無効(民法465条の2)

③保証期間の上限を5年とする(期限の定めがない場合は3年)(民法465条の3)

【参考】民法

第四百四十六条 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。

2 保証契約は、書面でしなければ、その効力を生じない。

3 保証契約がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)によってされたときは、その保証契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

第四百六十五条の二 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(以下「根保証契約」という。)であってその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務(以下「貸金等債務」という。)が含まれるもの(保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という。)の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。

2 貸金等根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。

3 (抄)

第四百六十五条の三 貸金等根保証契約において主たる債務の元本の確定すべき期日(以下「元本確定期日」という。)の定めがある場合において、その元本確定期日とその貸金等根保証契約の締結の日から五年を経過する日より後の日と定められているときは、その元本確定期日の定めは、その効力を生じない。

2 貸金等根保証契約において元本確定期日の定めがない場合(前項の規定により元本確定期日の定めがその効力を生じない場合を含む。)には、その元本確定期日は、その貸金等根保証契約の締結の日から三年を経過する日とする。

3、4 (抄)

2. 第三者保証人の原則非徴求

○政府系金融機関では、例外的な対応※を除いて第三者からの保証人徴求は行っていない。

※中小企業庁通達「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」(2006年3月31日)

1. 実質的な経営権を有している者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)が連帯保証人となる場合
2. 経営者本人の健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
3. 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合(ただし、協力者等が自発的に連帯保証の申し出を行ったことが客観的に認められる場合に限る。)

○2011年7月14日、金融庁は、金融機関が企業へ融資する際に、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする旨の監督指針の改正を実施

(主要行等向けの総合的な監督指針抜粋)

Ⅲ-7 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立等

Ⅲ-7-2 主な着眼点

(1) 経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立

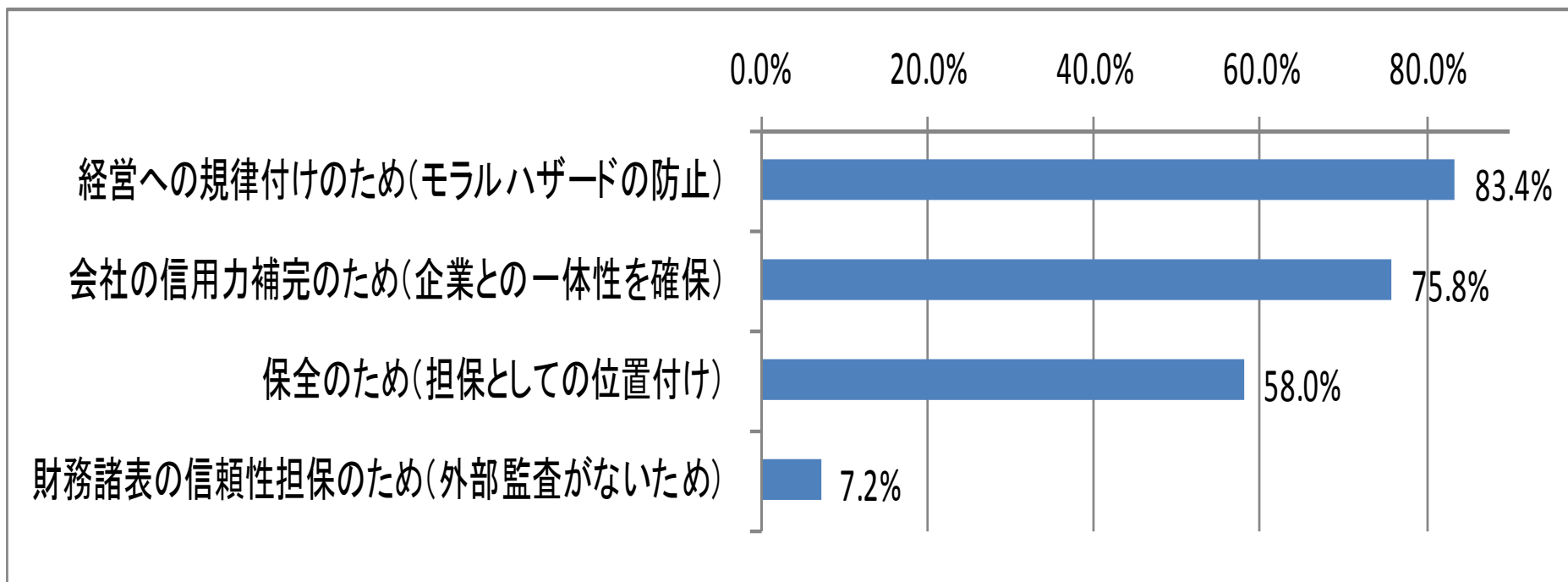
個人連帯保証契約については、経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする方針を定めているか。また、方針を定める際や例外的に経営者以外の第三者との間で個人連帯保証契約を締結する際には、必要に応じ、「信用保証協会における第三者保証人徴求の原則禁止について」における考え方を踏まえているか。特に、経営者以外の第三者が、経営に実質的に関与していないにもかかわらず、例外的に個人連帯保証契約を締結する場合には、当該契約は契約者本人による自発的な意思に基づく申し出によるものであって、金融機関から要求されたものではないことが確保されているか。

3. 経営者保証の現状

○中小企業の経営者による個人保証は、中小企業の経営実態に対応して以下のような機能を発揮し、資金調達の円滑化、調達コストの低減に寄与。個人保証は融資慣行としても定着し、融資判断等とも密接に関係

- ① 経営者の規律付けによるガバナンス強化（法人個人の一体性）
- ② 企業の信用力の補完（財務基盤の脆弱性）
- ③ 情報不足等に伴う債権保全（情報の非対称性）

【データ1】金融機関が経営者保証を求める理由（複数回答、有効回答429）

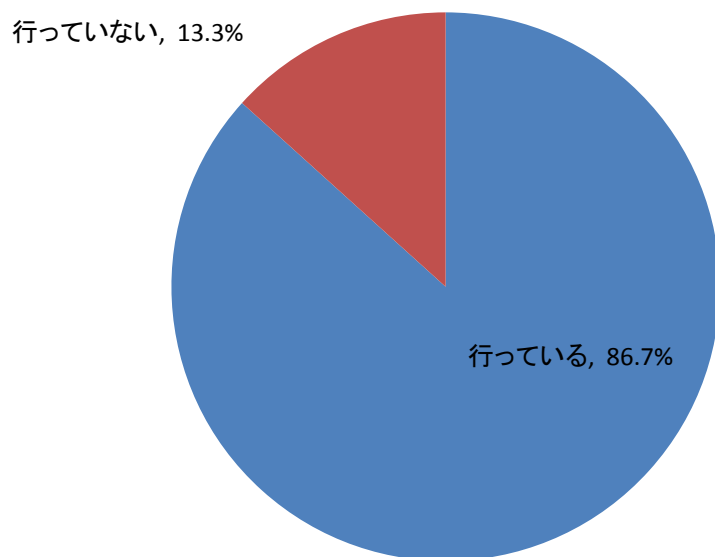


(出典) 中小企業庁委託「平成22年度個人保証制度及び事業再生に関する金融機関実態調査」(2011年3月、山田ビジネスコンサルティング株式会社)

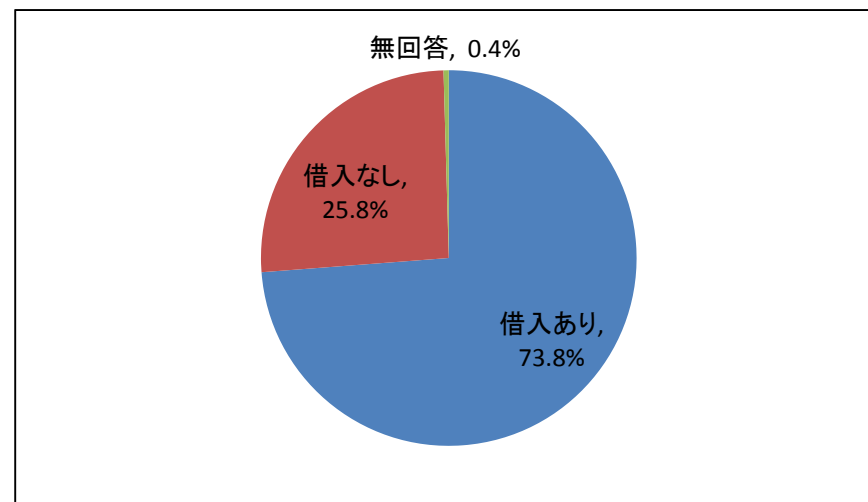
3. 経営者保証の現状

○借入のある中小企業の経営者のうち、80%超が個人保証を提供

【データ2】借入時における経営者保証の提供有無（「借入あり」の企業のみ集計、有効回答1,149）



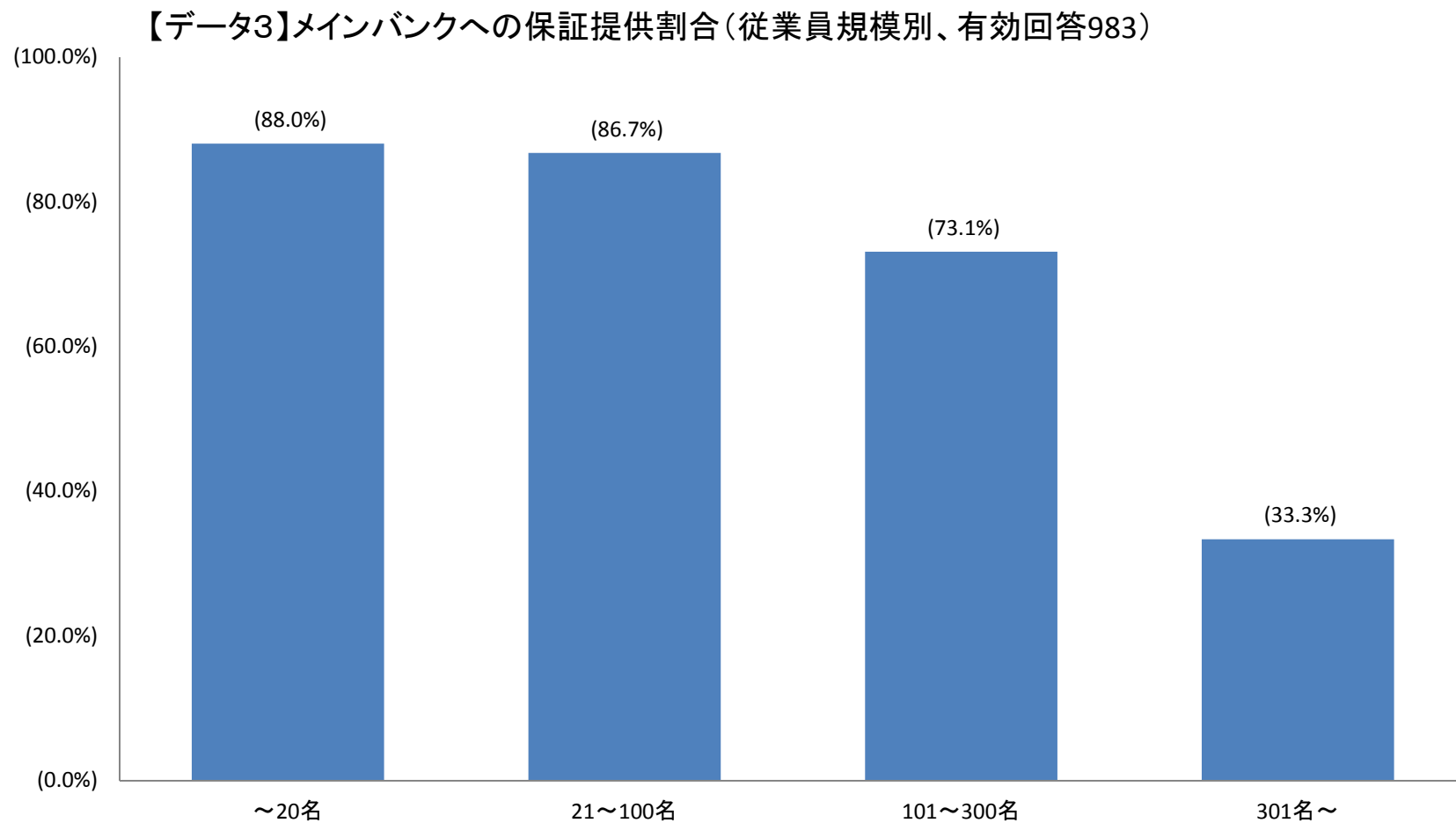
(参考)借入の有無(有効回答1,550社)



(出典)中小企業庁委託「平成24年度個人保証制度に関する中小企業の実態調査」(2013年3月、株式会社リベルタス・コンサルティング)

3. 経営者保証の現状

○企業規模が小さいほど、経営者保証の提供割合が高くなる傾向

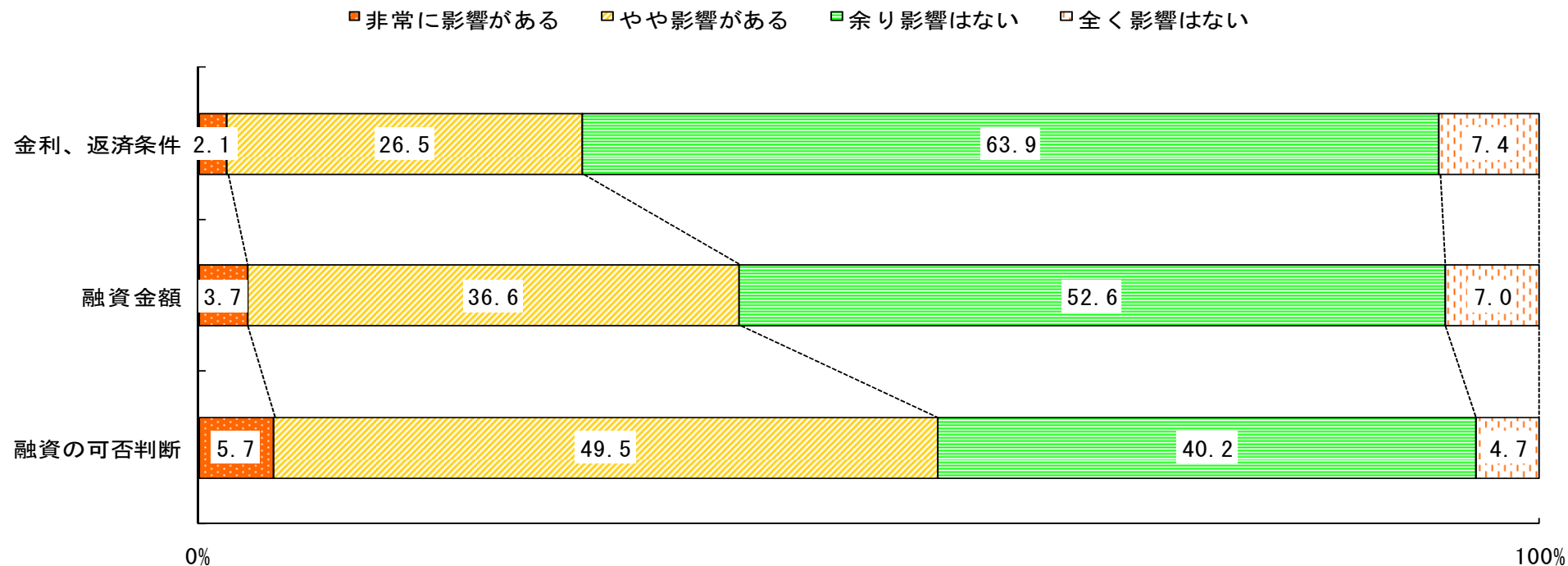


（出典）中小企業庁委託「平成24年度個人保証制度に関する中小企業の実態調査」（2013年3月、株式会社リベルタス・コンサルティング）

3. 経営者保証の現状

○経営者保証は貸し手の融資判断や、融資金額、金利の設定等に密接に関係

【データ4】経営者保証の有無による貸出審査への影響(有効回答538)

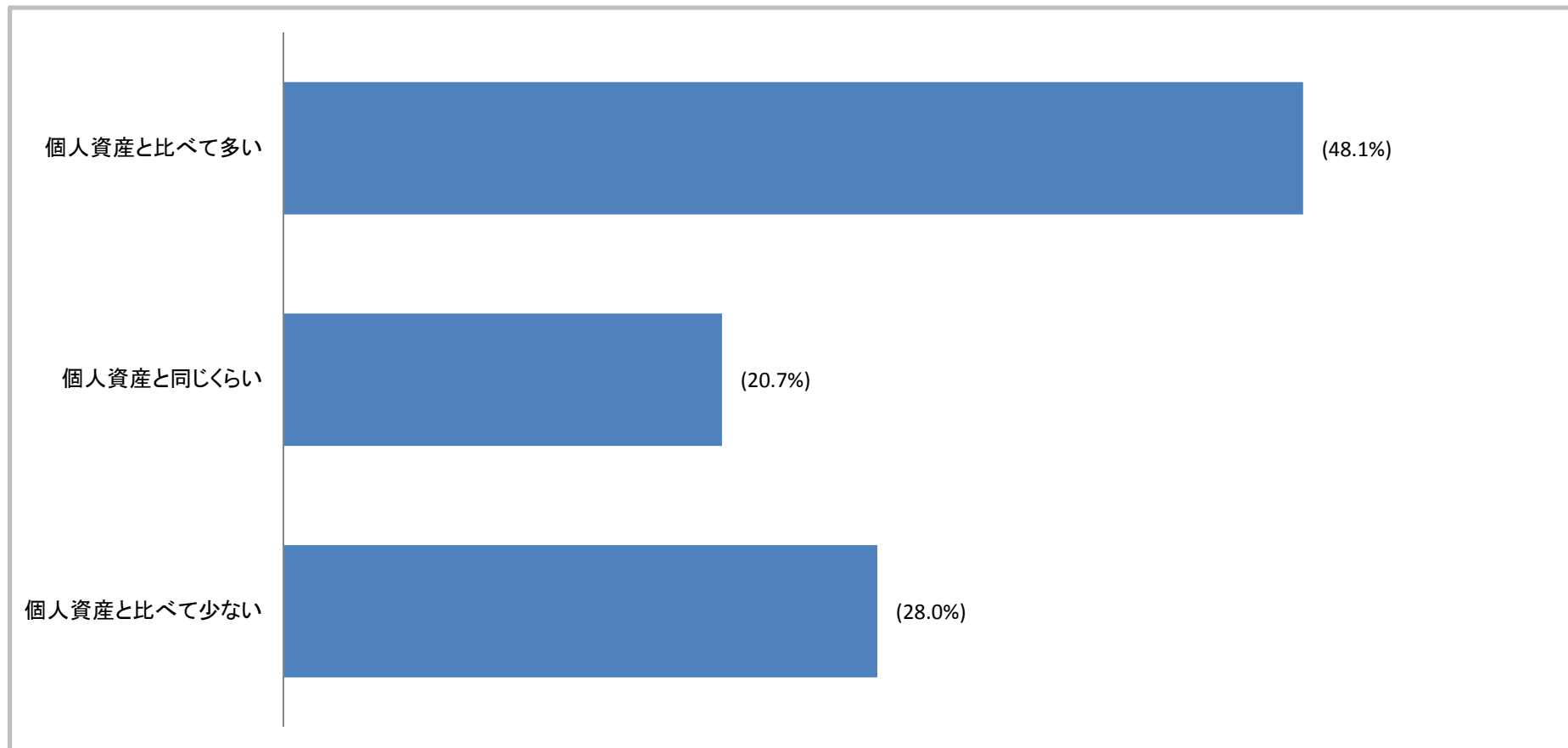


(出典) 中小企業庁委託「中小企業向け融資に関する調査」(2010年12月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)

3. 経営者保証の現状

○個人保証の金額は経営者個人の資産を上回る場合が多い

【データ5】保証金額と経営者の個人資産との関係(有効回答964)

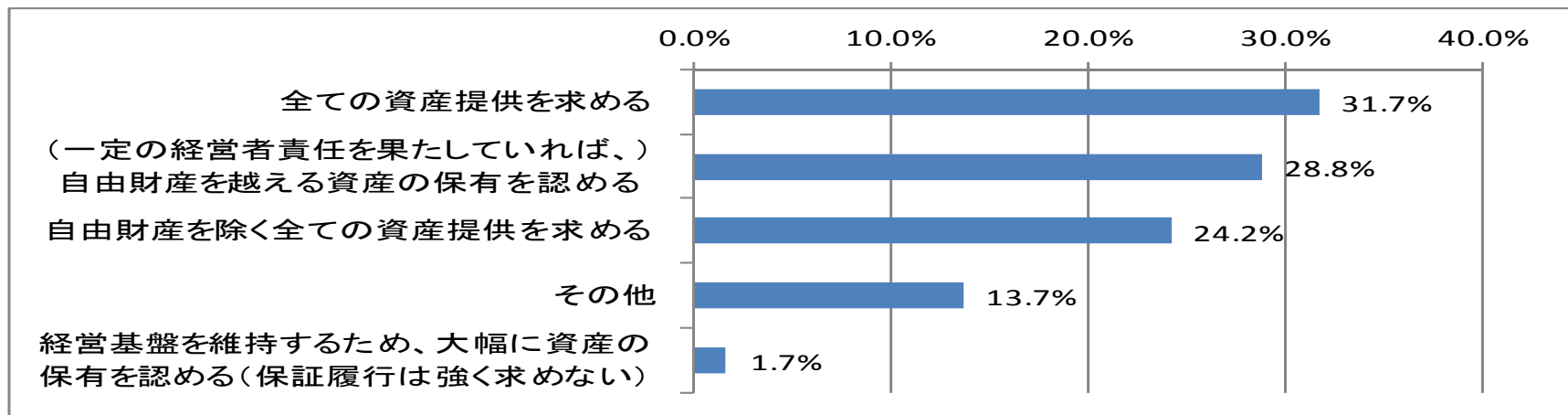


(出典) 中小企業庁委託「平成24年度個人保証制度に関する中小企業の実態調査」(2013年3月、株式会社リベルタス・コンサルティング)

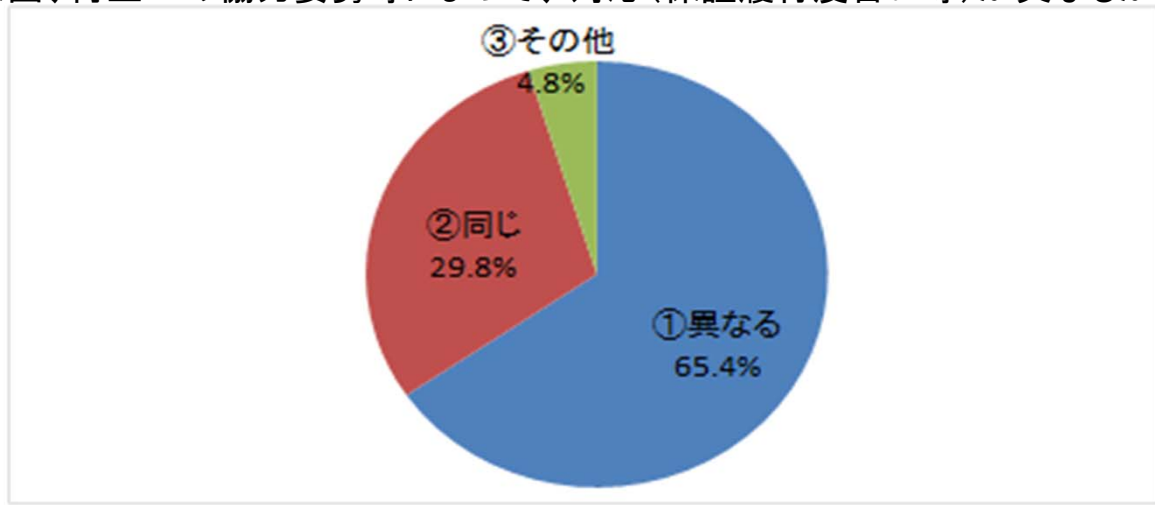
3. 経営者保証の現状

○保証履行の範囲は、金融機関の考え方や経営者の姿勢によって様々

【データ6】経営者がそのまま存続する場合、私財提供をどこまで求めるか(有効回答417)



【データ7】窮境原因、再生への協力姿勢等によって、対応(保証履行度合い等)が異なるか(有効回答410)

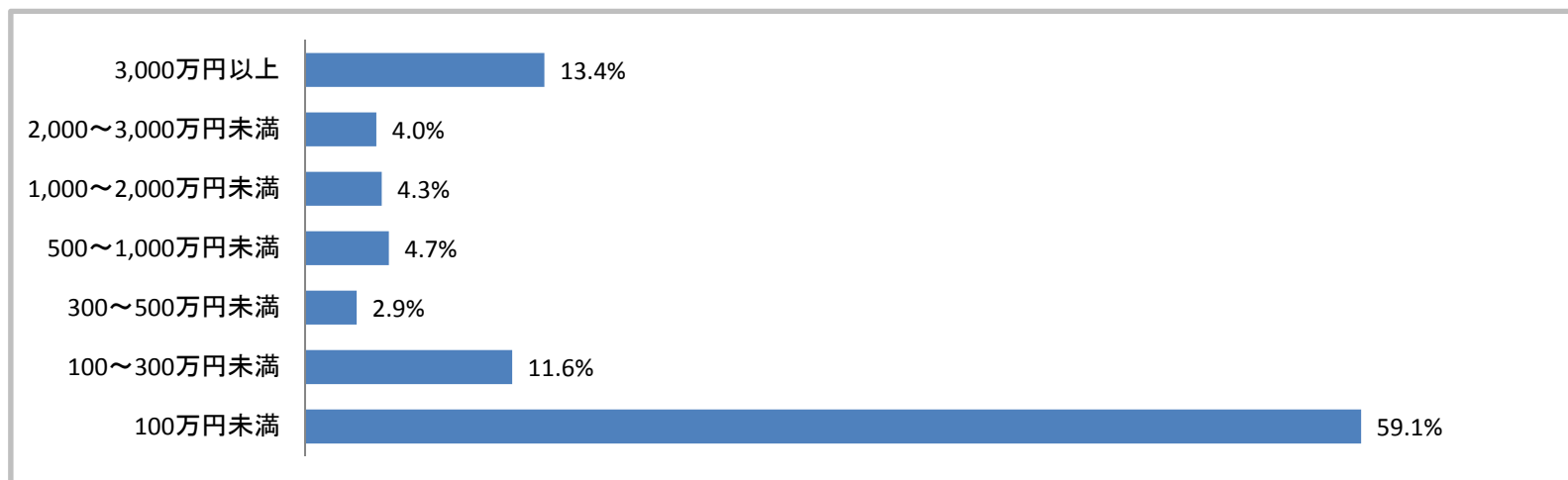


(出典) 中小企業庁委託「平成22年度個人保証制度及び事業再生に関する金融機関実態調査」(2011年3月、山田ビジネスコンサルティング株式会社)

3. 経営者保証の現状

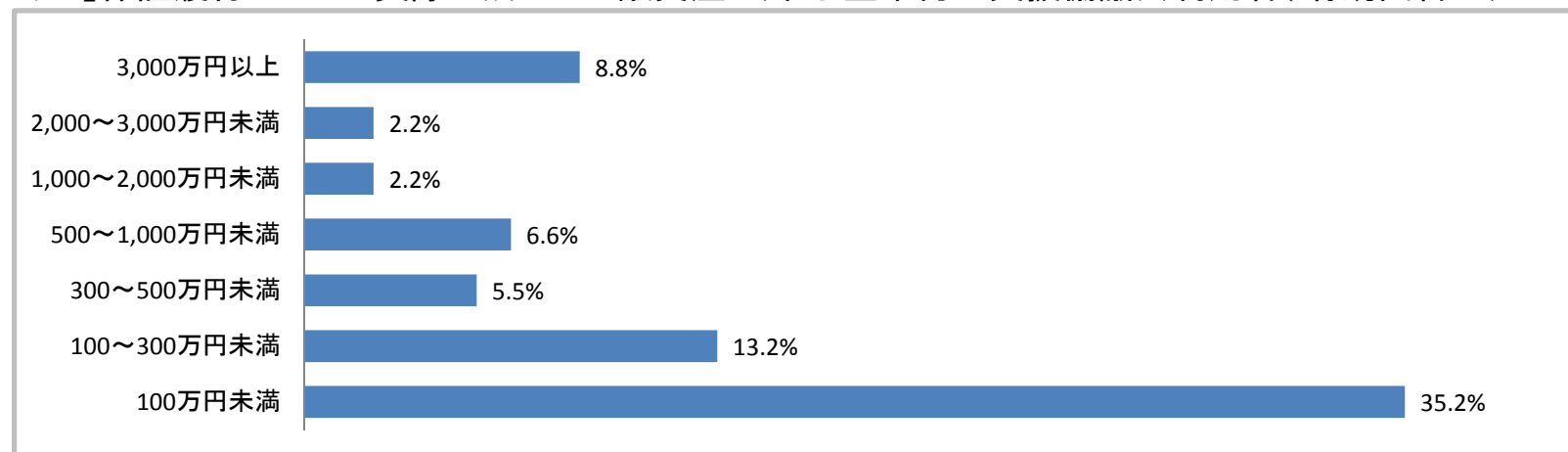
○保証債務の履行時に経営者の手元に残った資産についても案件毎にばらつきがある

【データ8】保証履行によって実際に残った金融資産（民事再生法利用者、有効回答276）



（出典）中小企業庁委託「中小企業の企業再生調査」（2010年12月、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

【データ9】保証履行によって実際に残った金融資産（中小企業再生支援協議会利用者、有効回答67）



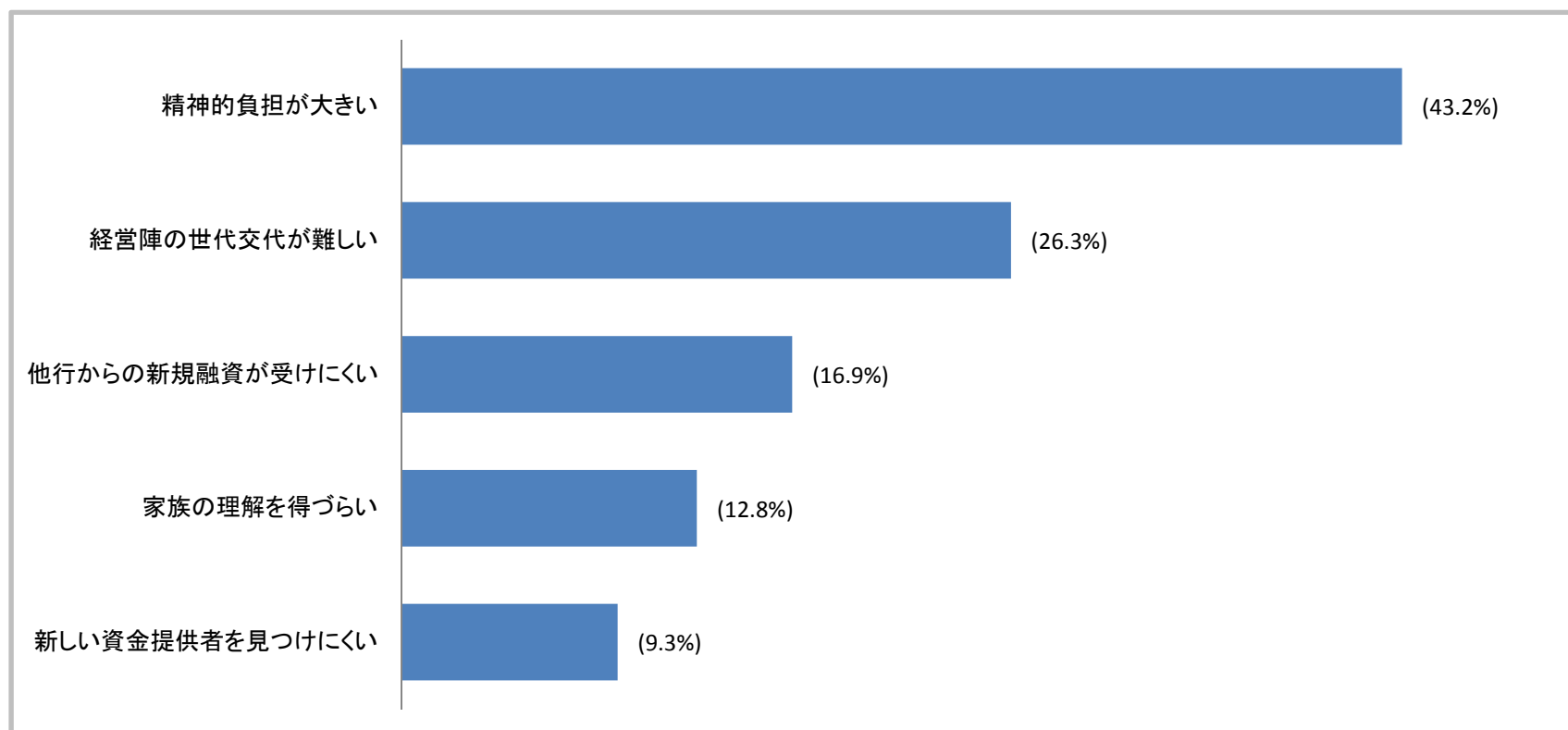
（出典）中小企業庁委託「平成24年度個人保証制度に関する中小企業の実態調査」（2013年3月、株式会社リベルタス・コンサルティング）

4. 経営者保証の弊害

○他方、経営者保証には以下のような弊害が存在

- ① 経営者保証への依存が、借り手・貸し手双方が本来期待される機能(情報開示、事業目利き)を発揮していく意欲を阻害
- ② 経営者保証の融資慣行化が、貸し手側の説明不足、過大な保証債務負担の要求とともに、借り手・貸し手間の信頼関係構築の意欲を阻害
- ③ 経営者の原則交代、不明確な履行基準、保証債務の残存等の保証履行時等の課題が、中小企業の創業、成長・発展、早期の再生着手、円滑な事業承継等、事業取組の意欲を阻害

【データ10】経営者保証があることによる負担感等(有効回答781)

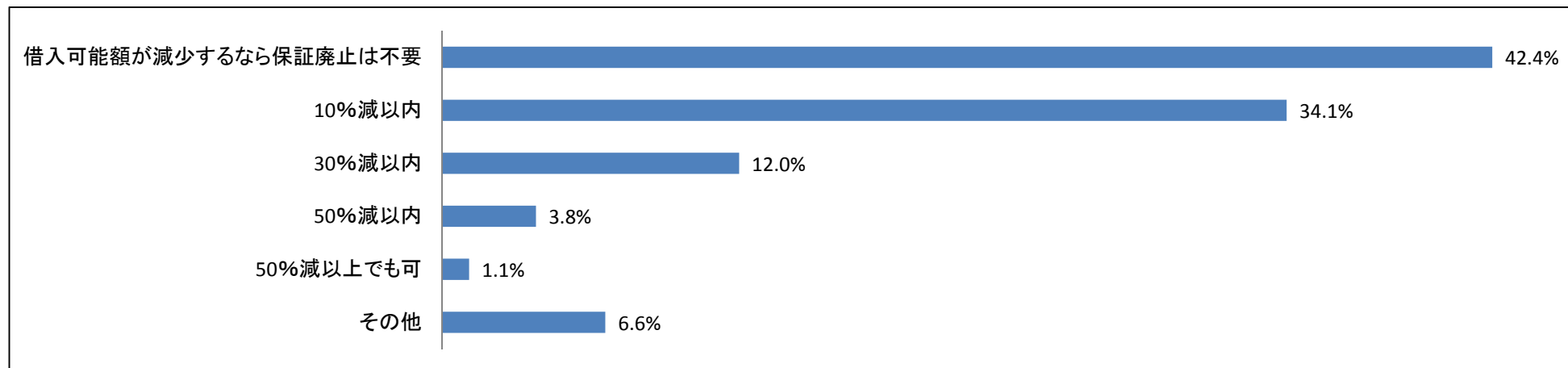
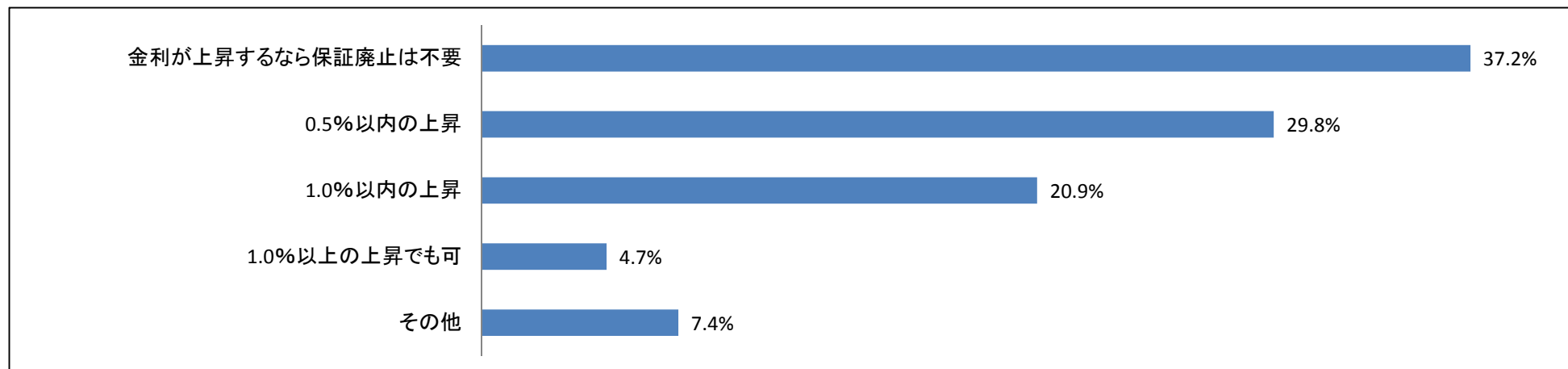


(出典) 中小企業庁委託「平成24年度個人保証制度に関する中小企業の実態調査」(2013年3月、株式会社リベルタス・コンサルティング)

5. 個人保証制度の見直し

○金利上昇や借入可能額が減額するのであれば、個人保証の廃止は不要と考える中小企業が多い

【データ11】個人保証を廃止とする場合の借入金利や借入可能額見直しの許容範囲
(上:金利、有効回答570/下:借入額、有効回答549)



(出典) 中小企業庁委託「平成24年度個人保証制度に関する中小企業の実態調査」(2013年3月、株式会社リベルタス・コンサルティング)

5. 個人保証制度の見直し

- 2013年1月、中小企業庁と金融庁が共同で有識者との意見交換の場として「中小企業における個人保証等の在り方研究会」を設置。
- 本研究会において、中小企業における経営者保証等の課題全般を、契約時の課題と履行時等における課題の両局面において整理するとともに、中小企業金融の実務の円滑化に資する具体的な政策的出口の方向性を検討。
- 同年5月2日、課題の解決策の方向性ととも当該方向性を具体化したガイドラインの策定が適当である旨の「中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書」を公表。
- また、同年5月17日、安倍晋三内閣総理大臣が日本アカデメイアでのスピーチにおいて、個人保証の見直しについて言及。

安倍総理「成長戦略第2弾スピーチ」個人保証部分抜粋

(ベンチャー起業支援)

一つひとつの規模は小さいながらも、経済の活力の源である、ベンチャー企業への投資も極めて重要です。日本のベンチャー精神を阻んでいるものとは、何か？それは、「個人保証」の慣行です。

個人保証に関する調査によれば、借り入れを行っている中小企業・小規模事業者では、およそ9割に個人保証がついています。規模の小さい事業者であれば、ほぼ必ずついているといってもいいでしょう。

そして、このうちの7割は、個人資産と同じか、それを上回る金額の保証をさせられているのです。一度失敗すると、すべてを失う、ということになります。

これでは、再チャレンジなどできません。経営の経験やノウハウが、一度の失敗でうずもれてしまうのは、国家全体の損失と言ってもいいでしょう。

ベンチャーがどんどん生まれ、投資であふれるような日本をつくるためには、「個人保証」偏重の慣行から、脱却しなければなりません。

モラルハザードは防止しなければなりません。個人の資産と会社の資産を区分してしっかり管理しているような真面目な経営者であれば、個人保証がなくとも融資が受けられるような、中小企業・小規模事業者向け金融の新たな枠組みをつくりたいと考えています。

一度や二度の失敗にへこたれることなく、むしろその経験を活かして積極的に起業していただき、新たな分野を切り拓いてもらいたいと考えています。

中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書^(※)の概要

※平成25年5月2日公表

1. 個人保証(経営者本人保証)の現状

中小企業の経営者による個人保証は、中小企業の経営実態に対応して以下のような機能を発揮し、資金調達円滑化、調達コストの低減に寄与。個人保証は融資慣行としても定着し、融資判断等とも密接に関係

- 経営者の規律付けによるガバナンス強化 (≒ 法人個人の一体性)
- 企業の信用力の補完 (≒ 財務基盤の脆弱性)
- 情報不足等に伴う債権保全 (≒ 情報の非対称性)

2. 個人保証(経営者本人保証)の弊害

個人保証には以下のような弊害が存在

- 個人保証への依存が、借り手・貸し手双方が本来期待される機能(情報開示、事業目利き)を発揮していく意欲を阻害
- 個人保証の融資慣行化が、貸し手側の説明不足、過大な保証債務負担の要求とともに、借り手・貸し手間の信頼関係構築の意欲を阻害
- 経営者の原則交代、不明確な履行基準、保証債務の残存等の保証履行時等の課題が、中小企業の創業、成長・発展、早期の再生着手、円滑な事業承継等、事業取組の意欲を阻害

3. 政策的出口の方向性

- できる限り個人保証を提供せずに資金調達の円滑化が図られるためには、まずは、中小企業側が、企業と経営者等との関係の明確な区分・分離、財務基盤の強化、適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保等、経営改善に努めることが重要(こうした取組みを通じて個人保証を補完的な役割と位置付けるような認識を醸成)。他方、個人保証の一律的な制限は、中小企業の円滑な資金調達を阻害し、中小企業の経営規律の低下を惹起するおそれがあることに留意が必要
- そのため、「契約時の課題」と「履行時等における課題」への以下のような対応を通じ、貸し手と借り手の信頼関係の強化、中小企業の取組意欲の増進を図る

(1) 契約時の課題への対応

【法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている中小企業等への対応】

個人保証に依存しない融資の一層の促進

- 停止条件付又は解除条件付保証契約、ABL等の代替的な融資手法の充実と活用促進
- 以下のような点が将来に亘って見込まれる場合、貸し手は、保証を求めない可能性や代替手法の活用を改めて検討

- ① 法人と個人の資産が明確に分離
 - ② 法人のみの資産・収益力で返済が可能
 - ③ 適時適切な情報開示
- 等

【法人個人の一体性に一定の合理性や必要性が認められる中小企業等への対応】

貸し手による丁寧かつ柔軟な対応の促進

- 保証契約時に保証契約の必要性、必要性解消の際の保証契約の見直しの可能性等を丁寧かつ具体的に説明
- 保証金額を一定の基準日時点の保証人の資産の範囲内とすることや、物的担保等でカバーされない部分に限定するなど、適切な保証金額の設定に努める
- 経営改善等を事由とした中小企業からの保証契約見直しの申入れには真摯かつ柔軟に対応(また、事業承継時には、当然に後継者の保証を求めず、必要性を改めて検討)

(2) 個人保証履行時等における課題への対応

- 私的整理局面において、帰責性等を勘案して、一定の経済合理性が認められる場合は、経営者の存続を許容(経営責任は保証履行等により明確化)
- 保証履行後に経営者の手元に残る資産の範囲について、破産手続における自由財産の考え方を踏まえつつ、帰責性等を勘案し、一定の経済合理性が認められる場合は、早期再生着手へのインセンティブ(一定期間の生活費相当額、華美でない自宅を残すなど)を付与する仕組みの検討
- 保証人の表明保証を条件として保証履行後の残存保証債務を免除し、法人債務との一体処理を図る仕組みの検討

左記の方向性を具体化したガイドラインが関係者により策定されることが適当

5. 個人保証制度の見直し

○また、日本再興戦略(2013年6月14日閣議決定)においても、新事業を創出し、開・廃業率10%台を目指すための施策として、当該ガイドラインが位置付けられている。

日本再興戦略 —JAPAN is BACK— (抜粋)

第Ⅰ. 総論

5. 「成長への道筋」に沿った主要施策例

(1) 民間の力を最大限引き出す

② 新事業を創出する

< 成果目標 >

◆ 開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開・廃業率10%台(現状約5%)を目指す。

◆ ビジネス環境ランキングで先進国3位以内を目指す

(iii) 一度の失敗で全てを失い、経験やノウハウが活いかされない可能性のある個人保証の現状を改める。(略)

第Ⅱ. 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～

1. 緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進)

(略)あらゆる政策資源を集中的に投入するとともに、企業経営者には改革の断行への判断と強い指導力の発揮を求め、民間投資と所得の増大による自律的・持続的な経済成長を実現する。

③内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進

○個人保証制度の見直し

・経営者本人による保証について、法人の事業資産と経営者個人の資産が明確に分離されている場合等、一定の条件を満たす場合には、保証を求めないことや、履行時において一定の資産が残るなど早期事業再生着手のインセンティブを与えること等のガイドラインを、本年のできるだけ早期に策定する。